

令和 5 年度京都市保健所運営方針取組結果等

1 医療衛生施策の推進

感染症や食中毒などの健康危機事案の拡大防止、「民泊」に対する通報等への対応や違法・不適正な「民泊」の根絶に向けた取組の推進など、本市の医療衛生施策について、関連する部署と密な連携を図り、市民の安全・安心の確保に向けた取組を推進していく。

主な関連施策・事業	令和 5 年度の取組結果及び令和 6 年度の取組内容
新型コロナワクチン 接種	【令和 5 年度の取組結果】 - 医療機関での「個別接種」を基本とする接種体制を構築するとともに、地域で拠点となる医療機関や本市が公共施設等に開設する接種会場で「集団接種」を実施。 ＜令和 5 年度の主な接種＞ - 令和 5 年 5 月から、65 歳以上の高齢者、5 歳～64 歳の基礎疾患のある方、医療従事者、高齢者施設等のスタッフ等を対象に、「令和 5 年春開始接種」を実施（令和 5 年 5 月 8 日～9 月 19 日）。 - 令和 5 年 9 月から、重症者を減らすことを目的に、初回接種を完了した生後 6 か月以上の全ての方を対象に「令和 5 年秋開始接種」を実施（令和 5 年 9 月 20 日～令和 6 年 3 月 31 日）。 ＜接種状況＞ - 令和 5 年春開始接種の接種率 全体：17.52% 65 歳以上：49.99% - 令和 5 年秋開始接種の接種率 全体：18.55% 65 歳以上：48.01% 【令和 6 年度の取組内容】 - 令和 6 年度以降の新型コロナワクチンの接種は、B 類疾病の定期接種として、高齢者（主に 65 歳以上）を対象に個人の重症化予防を目的に実施。 - 本市における実施期間は、本市高齢者インフルエンザ予防接種と同時期とし、令和 6 年 10 月 15 日から令和 7 年 1 月 31 日で設定。 - 対象者は、65 歳以上の高齢者、60～64 歳で心臓や腎臓、呼吸器の機能の障害があり身の回りの生活を極度に制限される方者等（高齢者インフルエンザ予防接種と同じ）。

	- 接種料金の設定に当たっては、高齢になるほど重症化する傾向があることを踏まえ、本市高齢者インフルエンザ予防接種と同様、年齢に応じた負担額を下表のとおり設定。より重症化リスクの高い75歳以上の方の自己負担額を軽減することで、接種しやすい環境を整備。 <table border="1" data-bbox="533 344 1350 640"> <thead> <tr> <th>区分（接種日現在の状況）</th><th>接種料金（自己負担額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75歳以上</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td>65～74歳・ 対象となる60～64歳</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td>対象者のうち、生活保護受給者・ 中国残留邦人等支援給付受給者</td><td>無料</td></tr> </tbody> </table> - 定期接種化に伴い、実施内容に変更が生じるため、市民の問合せに対応する専用コールセンターを設置。 - 京都市情報館や市政広報板ポスター、回覧チラシ、市民しんぶん、交通広告、SNS等の様々な媒体を活用し、コロナワクチン定期接種への理解の促進及び接種率向上に向けた広報を実施。	区分（接種日現在の状況）	接種料金（自己負担額）	75歳以上	2,000円	65～74歳・ 対象となる60～64歳	3,000円	対象者のうち、生活保護受給者・ 中国残留邦人等支援給付受給者	無料
区分（接種日現在の状況）	接種料金（自己負担額）								
75歳以上	2,000円								
65～74歳・ 対象となる60～64歳	3,000円								
対象者のうち、生活保護受給者・ 中国残留邦人等支援給付受給者	無料								
新型コロナウイルス感染症対策	【令和5年度の取組結果】 - 令和5年5月8日に感染症法上の位置づけが2類相当から5類に移行し、行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組を基本とする対応に転換された。国方針を踏まえ、経過措置を設けた段階的な見直しについて適切に対応。 「きょうと新型コロナ医療相談センター」、「京都市新型コロナ陽性者フォローアップセンター（5類移行後は「京都市療養者相談ダイヤル」に改称）」において、夜間や医療機関が休みのとき、またかかりつけ医のいない方などの電話相談を引き続き実施。 - 重症化リスクの高い方が多く生活されている高齢者施設等において、従事者の集中的検査、高齢者施設等新型コロナ医療コーディネーターチームの派遣など、5類移行後も引き続き感染防止対策等を実施。 - これまでの新型コロナ対策の経験・取組をしっかりと活かし、今後想定される健康危機事案に平時から備えるための予防計画、健康危機対処計画を京都府や関係団体と連携して令和6年3月に策定。 【令和6年度の取組内容】 - 予防計画、健康危機対処計画に基づいて健康危機事案への対応を進めるとともに、健康危機管理体制を構築・強化するため、平時のうちに人員体制の確保や研修・訓練等を実施。								

HPVワクチンに係る9価ワクチンの定期接種化	【令和5年度の取組結果】 ・ 令和5年4月1日から、9価ワクチンが定期接種化。 ・ 標準的な接種対象年齢に達していない小学6年生を除いた定期接種対象者（中1～高1相当）及びキャッチアップ接種対象者（平成9年度～18年度生）へ個別通知による接種勧奨を実施（送付件数：95,587件）。 ・ 9価ワクチンの定期接種化に伴い、費用の償還払いについて、9価を対象のワクチンに追加。 ・ 接種率を向上させるため個別通知に加えて、市民しんぶん、シティリビング・リビング京都への記事掲載を実施。また、市内の郵便局や市バス・地下鉄全車両でのポスター掲示をはじめ、HPVワクチン接種協力医療機関や府歯科医師会、府薬剤師会の御協力による市内歯科医院・薬局でのポスター掲出等様々な媒体を通じて周知・啓発を実施。 ・ 令和5年度接種件数：23,476件 【令和6年度の取組内容】 ・ 標準接種年齢である中1と定期接種最終年齢である高1、令和6年度で特例措置が終了するキャッチアップ対象者のうち3回接種未完了者に限定して個別通知による接種勧奨を実施（送付件数：86,716件） ・ 中2、中3に対してハガキによる接種勧奨を実施（送付件数：9,211件） ・ キャッチアップ接種最終年度であることを踏まえ、例年の広報に加え、新たに市民しんぶん8月1日号への記事掲載、市立中学・高等学校等、ドラッグストア店舗でのポスター掲示、市内ローソン店舗でのチラシ配架を実施。 ・ 行政の情報が届きにくい、キャッチアップ世代への効果的なPRとして利用率が高いSNSを活用し、ショート動画の配信を実施。 ・ 令和6年11月27日に開催された国の厚生科学審議会基本方針部会において、HPVワクチンのキャッチアップ接種期間を、条件付きで1年延長する方針が示されている。 ・ キャッチアップ接種延長の方針に伴い、キャッチアップ対象者及び高1相当のうち、1回目未接種者に対して1月末に再勧奨ハガキを送付予定。（送付予定件数：65,000件）
--------------------------------------	---

2 「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組の推進

平成30年3月に策定した「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」をはじめ、「京都市口腔保健推進実施計画『歯ッピー・スマイル京都』」や「健康長寿のまち・京都食育推進プラン」等の各分野別計画に基づき、「健康長寿のまち・京都」の実現に向け、京都ならではの地域力・文化力の強みを生かした健康づくりを、あらゆる施策の融合や、「健康長寿のまち・京都市民会議」をはじめとした関係機関、さらには地域住民と一丸となって推進する。

また、保健福祉センターでは、子ども・障害・高齢などの各分野や地域力推進室と横断的に連携し、各種団体・関係機関、地域住民との協働により、地域における健康づくり事業の取組を通じて、区役所・支所の独自性を生かした、市民が地域で自主的に健康づくりに取り組むまちづくりを推進する。

主な関連施策・事業	令和5年度の実施結果及び令和6年度の実施内容
地域における健康づくり事業	- 令和5年度は、実施回数1,617回、参加者数54,652名となった。 - 令和6年度においては、地域の健康課題に加え、全市の健康課題をふまえた重点取組項目（①糖尿病発症予防に向けた取組②循環器病発症予防に向けた取組③骨粗しょう症予防に向けた取組）を定め、地域の特色に応じた取組を積極的に実施する。
健康長寿のまち・京都推進プロジェクト	【プラスせんぼの推進】 - 運動の入口として取り組みやすいことや、運動の時間を確保しづらい現役世代でも、通勤や、昼休み、買い物等、あらゆる場面で気軽に取り入れやすく、幅広い年齢層で展開できることから、「歩く」をテーマに市民ぐるみ運動を進めることとし、現状よりも1日の歩数を1,000歩増やすことから始めていただくため、「プラスせんぼ」のキャッチフレーズの普及を推進。 (令和5年度の実施結果) - 京都市情報館「プラスせんぼ特設ページ」を通じた情報発信 - 歩き方や、市内のプラスせんぼのルートを紹介する動画による啓発 (令和6年度の実施内容) - 令和6年4月にリニューアルした京都市健康づくり応援サイト「京・けんこうひろば」を通じた情報発信 - 健康づくりイベント「イオンモールでけんこうひろば」での普及啓発 - 京都ハンナリーズと連携した啓発の実施 (新たな「プラスせんぼ」啓発動画の作成等)

	【健康ポイント事業】 ・令和５年度は、65歳以上を対象に「地域活動への参加」及び「通いの場」への誘導など、フレイル・介護予防を重視した取組として実施した。（令和５年度応募件数：10,788件） ・令和６年度は、引き続き「地域活動への参加」及び「通いの場」への誘導とともに、「プラスせんぼポイント」を新たに設定。 【健康づくり推進者表彰「健康長寿のまち・京都いきいきアワード」】 ・大賞、プラスせんぼ賞、スタートアップ賞、奨励賞を設定し募集。表彰式の開催及び健康づくりの先進、優良事例として市民周知を図る。（令和５年度受賞者：大賞５組、プラスせんぼ賞３組、スタートアップ賞２組、奨励賞２1組 令和６年度受賞者：大賞４組、プラスせんぼ賞２組、スタートアップ賞１組、奨励賞17組）
フレイル対策支援事業	・「運動」「栄養・口腔」「社会参加」の総合的なフレイル対策の推進を図るため、地域介護予防推進センターの関与のもと、高齢者が主体となって介護予防に取り組むグループ（以下、「自主グループ」という。）に、体力測定等を通じて自主グループの特徴を把握したうえで、管理栄養士による栄養に関する講話、歯科衛生士によるお口の体操指導、リハビリテーション専門職による運動方法に関する助言や各医療専門職による健康相談等の支援を実施した。 令和６年度は、引き続き、支援グループ数の増加に取り組む。 令和５年度支援グループ数：１１６グループ（１，５５０人） 令和６年１１月末時点支援グループ数：１３５グループ（１，３８８人） 令和６年度支援グループ数（計画）：１８５グループ

3 母子保健の推進

母子保健の最大の強みは、妊娠前から始まり、妊娠期、出産前後、育児期に応じた体系的なサービスを、母子保健の特色である、すべての母子を対象とすることを前提としたポピュレーションアプローチの考え方にに基づき展開していることである。

子どもはぐくみ室は、ポピュレーションアプローチを活かし、「子育て世代包括支援センター」として妊産婦や乳幼児・学童等の状況を継続的かつ包括的に把握し、地域の関係機関と連携しながらきめ細やかな子育て支援を提供するとともに「子ども家庭総合支援拠点」として、妊娠期から18歳までのすべての妊婦や子ども、子育て家庭に対して、子どもの最善の利益や安全の確保に主眼をおいた支援を提供し、保健と福祉が融合したメリットを最大限に活かした、切れ目のない支援に取り組んでいる。

また、すべての妊産婦及び子どもの状況を継続的に把握できるポピュレーションアプローチのメリットを活かし、個々の家庭が抱える状況やニーズに「気づき」、継続的な支援等に早期に「つなぎ」、課題や困難を抱える子どもや子育て家庭への支援に展開していくことで、児童虐待の未然防止を推進している。

主な関連施策・事業	令和5年度の実施結果及び令和6年度の実施内容
不妊に悩む方への支援の充実	- 令和5年度は、保険適用の拡充に伴う経過措置として、保険適用外の治療（体外受精、顕微授精、男性不妊治療）について、1回分に限り助成を行った（上限額は特定不妊治療30万円又は10万円）。 - また、保険適用の治療及び先進医療について、治療の内容に応じ上限額以内の助成を実施した。（上限額は一般不妊治療10万円又は6万円、不育症治療10万円、不育症検査6万円） - 令和6年度については、令和5年度に引き続き保険適用の治療及び先進医療に対する助成を実施している。
産後ケア事業における利用者負担の軽減	- 令和5年度は、国の制度拡充により、市民税非課税世帯（生活保護世帯含む）については、令和4年度に引き続き、利用料を全額無料とし、市民税課税世帯については、ショートステイ又はデイケアの利用日のうち、最大5日までを上限として、利用料から1回当たり2,500円を減免した。 - 令和6年度についても、令和5年度に引き続き、市民税非課税世帯に対する減免と市民税課税世帯に対する減免を実施している。
京都市医療的ケア児等支援連携推進会議	令和元年度末に本市独自の協議の場として保健、医療、福祉、教育等の各分野の関係機関等から構成される「京都市医療的ケア児等支援連携推進会議」を設置した。令和5年度は2回会議を開催し、令和6年度においても2回会議を開催予定（第1回を12月24日に開催予定。）。医療的ケア児等地域支援コーディネート事業の取組状況をはじめ、医療的ケア児が必要とする支援の提供について、協議の場において関係機関と情報連携等を行っている。

4 地域精神保健福祉施策の推進・難病患者への支援

平成30年3月に策定した「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（京都市障害者施策推進計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）」（令和2年度末に第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画が終了することから、令和2年度に第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（令和3年度から令和5年度まで）を策定するとともに、本プランの中間見直しを実施）に基づき、障害のある人もない人も、全ての人が違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進することを基本方針に、障害のある人が生きがいや働きがいを持って、地域で自立して安心して生活できる共生社会の実現に向けて取り組む。

各区役所・支所障害保健福祉課では、3障害（身体・知的・精神）及び難病にかかる相談窓口として、保健と福祉の両面から広い視点での相談援助活動に取り組む。また、重複障害のある方等の援助対象者のニーズに応じて、障害福祉ケースワーカーと保健師が密に連携協力を図り、適切かつ細やかな対応に努める。

主な関連施策・事業	令和5年度の実施結果及び令和6年度の実施内容
自死遺族・自殺予防 こころの相談電話～き ょう　こころ　ほっ とでんわ～（継続）	・ 土日祝日含む毎日24時間実施中。令和5年度12,258件。 ・ 令和6年度も継続実施中。